

寒河江市子育て支援ネットワーク設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第25条の2第1項の規定による要保護児童対策地域協議会として「寒河江市子育て支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置し、寒河江市における児童虐待や非行、不登校、障がい児対応など、複雑・多様化する児童問題の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、関係する行政機関・民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって児童の健全育成を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 ネットワークは、次の各号に掲げる関係機関及び団体等の代表者で組織する。

- (1) 山形県中央児童相談所
- (2) 山形県村山保健所
- (3) 寒河江市医師会
- (4) 寒河江警察署
- (5) 山形地方法務局寒河江支局
- (6) 寒河江人権擁護員協議会
- (7) 寒河江市民生児童委員協議会
- (8) 寒河江市主任児童委員連絡会
- (9) 寒河江市校長会
- (10) 寒河江市PTA連合会
- (11) 寒河江市幼児教育連絡協議会
- (12) 児童養護施設 寒河江学園
- (13) 子ども家庭支援センター チェリー
- (14) 寒河江市教育委員会
- (15) 寒河江市

(調整機関)

第3条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、寒河江市子育て推進課（以下「子育て推進課」という。）とする。

2 調整機関は、ネットワークの事務を総括するとともに、要保護児童に対する支援の実施状況を把握し、必要に応じ児童相談所その他の関係機関と連絡調整を行う。

(事業内容)

第4条 ネットワークは、次に掲げる事項を事業内容とする。

- (1) 児童虐待や非行、不登校、障がい児問題など、児童問題に関する情報交換及び連携、協力
- (2) 児童の健全育成に関する広報・啓発活動の推進
- (3) 児童の健全育成に関する研修活動の実施

(4) その他、児童の健全育成に関する必要な事項

(運営)

- 第5条 ネットワークの会議は、前条に定める機関等の代表者で構成する代表者会議、実務者で構成する実務者会議及び個別ケース検討会議とする。
- 2 代表者会議は、構成員が問題児童の支援について共通理解を図り、円滑な支援活動に資するため、構成員の代表者で構成し、次の事項を協議する。
- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 要保護児童等の発見から支援に至る仕組みの構築に関すること。
- (3) その他関連する事項。
- 3 実務者会議は、構成員が情報交換を行うことで意志疎通を図り円滑な支援の実施に資するため、構成員の実務者で構成し、次の事項を協議する。
- (1) 情報交換、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- (2) 要保護児童の実態把握、支援を行っているケースの総合的な把握
- (3) 要保護児童に関する啓発・研修等に関すること。
- (4) その他関係する事項
- 4 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容を検討するため必要に応じ随時開催する。
- 5 代表者会議は年に1回、実務者会議は必要に応じて開催する。
- 6 ネットワークは、法第25条の3の規定により、情報の交換及び協議を行うため必要があると認める時は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 7 ネットワークに係る庶務は、子育て推進課において処理する。

(守秘義務)

- 第6条 ネットワークの構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定により、ネットワークの職務に関して正当な理由なく、ネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 寒河江市児童問題連絡会議設置要綱（平成12年12月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。